

特定受給資格者・特定理由離職者に係る国民健康保険料軽減申請書

世帯主氏名		記号番号	39・ ー
軽減対象者氏名		整理番号	※
		生年月日	年 月 日
住 所	西東京市 町 丁目 番 号 (アパート・マンション等：)		
離職年月日	年 月 日	離職日時点の年齢	歳
離職理由 (雇用保険受給資格者 証・通知に記載の離職理 由コード)	<input type="checkbox"/> 特定受給資格者	11・12・21・22・31・32	
	<input type="checkbox"/> 特定理由離職者	23・33・34	
備 考			
<p>西東京市長 あて</p> <p>上記のとおり、雇用保険受給資格者証（通知）を添えて西東京市国民健康保険料の軽減を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>申請者 住 所 西東京市 町 丁目 番 号 (アパート・マンション名：)</p> <p>電 話 ()</p> <p>氏 名</p>			

(市処理欄)

軽減対象期間	審査	入力	受付
年 月 日 ~ 年 月 日			

会社都合でご退職された方へ

国民健康保険料の軽減制度について

「倒産、解雇などによる離職」(特定受給資格者)や「雇い止めなどによる離職」(特定理由離職者)をされた方は国民健康保険料が軽減になる可能性があります。

要件

軽減対象になる方は、以下のいずれにも当てはまる方です。

- ① 離職日時時点で65歳未満の方（65歳以上の方は対象にはなりません）
- ② ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の離職理由のコード番号が以下の方
特定受給資格者 …… 11、12、21、22、31、32
特定理由離職者 …… 23、33、34

軽減の金額

国民健康保険料は前年の所得などによって算定されております。

軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして行います。

軽減の期間

軽減期間は離職日の翌日から翌年度末です。

※ 途中で会社の社会保険に加入した場合等、国民健康保険を脱退すると終了しますのでご注意ください。

※ 西東京市から転出した場合は、転入先の市区町村で再度申請する必要があります。

※ 届出が遅れても遡及して軽減を受けることができますが、期間制限(時効)がありますので、なるべく早めにご申請ください。

必要書類

雇用保険受給資格者証(または雇用保険受給資格通知)、保険証

※ 「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険受給資格通知」以外の書類では受け付けできませんのでご注意ください。

受付場所

保険年金課国保加入係(田無庁舎2階)、市民課総合窓口係(防災・保谷保健福祉総合センター1階)及び各出張所

お問い合わせ先

◎ 申請方法や軽減額について

➡ 保険年金課国保加入係(田無庁舎2階) ☎ 042-460-9822(直通)

◎ 雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知の発行について

➡ ハローワーク三鷹 ☎ 0422-47-8609

裏面が申請書です。

